

公明党福岡県議団からの抗議について

本日、公明党福岡県議団から提出された「福岡県によるアンケート調査結果に関する抗議」についての県の考え方は次のとおりです。

1 「質問原稿を作成・提供」と判断した基準及び定義について

- 今回の調査では、「質問原稿を作成・提供」の定義を「質問作成に関与し、質問原稿全体や前語りなどの作成」と位置づけ、匿名アンケートフォームにより実施している。
- この「質問原稿を作成・提供」の前提として、会派（議員）が作成した質問の「事実確認・訂正」は含んでいない。
- これらを把握するため、調査項目では
 - ・ 質問作成の『関与』の有無、
 - ・ 質問作成の関与の程度を、以下から選択
 - ①問の部分を含む質問原稿全体を作成
 - ②問の部分は議員から指定されたが、前語りなど問以外の部分を作成
 - ③その他（自由記載）
 - ・ 提供先会派（議員）を、自民党、民主県政、公明党、新政会、少数会派を選択してもらっている。
- 上記の基準及び定義に基づいて調査した結果、「質問原稿を作成・提供」した13名については、職員の主観に基づき、質問作成に関与（原稿の全体・前語りなどを作成）し、公明党に提供したと回答した職員の数である。

2 趣旨確認は「質問原稿の作成・提供」には当たらないことを明確にするとともに、今回の調査結果を撤回すること

- 前述のとおり、今回の「質問作成の関与」には、会派（議員）が作成した質問の「事実確認・訂正」は含まないことを前提として示している。
- 議会質問の検討段階において、趣旨確認として、執行部と会派（議員）との間で客観的なデータや法令解釈を共有し、現状や課題について意見交換を行うことは、会派（議員）が的確な質問を行う上で必要であることに異論はない。
- 一方で、本調査は、原稿作成したと回答した職員の主観に基づいて実施したものであり、この度の抗議と齟齬が生じることは十分考えられる。